

マイナンバーカードの普及・利用に関する
お役立ち情報をお届け

マイナンバーカード・インフォ
(民間事業者向け)
vol.15

○国の施策紹介

デジタル社会の実現に向けた重点計画のご紹介

デジタル庁国民向けサービスG
マイナンバーカード担当
令和5年7月28日

○ **国の施策紹介**

・デジタル社会の実現に向けた重点計画のご紹介

本年 6 月 9 日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」についてご紹介いたします。この計画は、目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記し、各府省庁が構造改革や個別の施策に取り組み、それを世界に発信・提言する際の羅針盤となるものです。

本インフォでは重点計画の中から「マイナンバーカードの普及及び利用の推進」の「様々な民間ビジネスにおける利用の推進」についてご紹介します。

(本文 p53 より抜粋)

マイナンバーカードが持つ本人確認機能の民間ビジネスにおける利用の普及を図るため、2023 年（令和 5 年）1 月から行っている電子証明書失効情報の提供に係る手数料の当面無料化に続き、2023 年（令和 5 年）5 月から公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく最新の住所情報等の提供、スマートフォン用電子証明書搭載サービスを開始した。

また、地域通貨と連動した地域の消費や社会的活動を活性化させるための地域ポイントや、エンタメ分野におけるチケット上の本人確認と連動させたサービス、コンビニセルフレジでの酒・たばこ販売時の年齢確認サービスなど、各分野における新たなユースケース創出のための実証実験や基盤となるシステムの廉価な提供の促進に取り組む。

さらに、給付事業との組合せによる自治体施策の効果的な推進や地域経済の活性化など、自治体マイナポイントの効果的な活用を推進する。

犯罪による収益の移転防止に関する法律、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（携帯電話不正利用防止法）に基づく非対面の本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証等を送信する方法や、顔写真

のない本人確認書類等は廃止する。対面でも公的個人認証による本人確認を進めるなどし、本人確認書類のコピーは取らないこととする。

重点計画につきましては、以下に記載の URL からご覧いただけます。

- デジタル社会の実現に向けた重点計画

<https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program/?mnci=pr15-1>

マイナンバーカード・インフォでは、国の施策や民間事業者の事例紹介など、マイナンバーカードの利用促進に関するお役立ち情報をお届けしております。

デジタル庁のマイナンバーカード制度ページで紹介しておりますので、是非、マイナンバーカードの利用検討にお役立てください。

- マイナンバー（個人番号）制度 民間事業者向けお役立ち情報ページ

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/private-business/?mnci=pr15-1>

以 上